

こどもエコクラブ活動支援事業助成金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 県は、地域における子供たちの環境意識の醸成や環境保全活動の充実を図るため、こどもエコクラブに対し予算の範囲内において助成金を交付する。
- 2 前項の助成金の交付に関しては、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(助成対象団体)

- 第2条 助成対象団体は、こどもエコクラブ全国事務局に登録したこどもエコクラブ又はこどもエコクラブ全国事務局に登録したこどもエコクラブが2以上で構成する団体（以下、これらを合わせて「エコクラブ」という。）とする。
- 2 エコクラブが、次の暴力団排除規定のいずれかに該当する場合、助成対象外とする。
- ア 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの
 - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの
 - ウ 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの
- 3 エコクラブが前項の規定に該当することが確認されたときは、知事は交付決定を行わない又は交付決定を取り消し、助成金の返還を求めることができる。

(助成対象事業)

- 第3条 助成の対象となる事業は、子供たちの環境意識の醸成を図る活動や、子供たちが参加する環境保全活動の充実を図るための活動等で、次に掲げる要件を備えている事業とする。
- (1) 子供たちの発達段階に即した体験的、実践的な活動であること。
 - (2) 事業の内容や実施方法が適切で、成果が期待できるものであること。
 - (3) 事業の実施により、当該地域における環境に関する取組の発展が期待できるものであること。
 - (4) 地域の緑、水辺環境等を守り、育てることにつながる取組であること。
 - (5) 他の補助金・助成金等を受けていないこと。

(助成対象経費)

第4条 助成の対象となる経費は、前条に係る事業を実施するために要する経費（報償費、旅費、食糧費、資材・消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、修繕費、保険料、図書購入費、使用料・賃借料、工事請負費、その他当該事業実施に必要と認められる経費）とする。ただし、当該年度の3月16日以降に実施する事業に要する経費は、助成の対象としない。

(助成率)

第5条 前条の経費に対する助成率は、当該経費の10/10とする。ただし、助成額の上限は20万円を超えない範囲とする。

(申請書の様式等)

第6条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号、別紙1、別紙2、別紙3のとおりとする。

- 2 規則第4条第2項第1号、第2号及び第3号に掲げる事項に係る書類の添付は要しない。
- 3 助成金の交付の申請をしようとするエコクラブの代表者は、第1項に定める様式等を作成し、埼玉県環境部環境政策課に提出するものとする。
- 4 申請書の提出期限は、会計年度ごとに定める。

(交付決定通知書の様式等)

第7条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

- 2 知事は、助成金の交付を決定したときは、速やかにエコクラブの代表者に対し通知するものとする。

(事業内容の変更)

第8条 エコクラブの代表者は、助成の対象となる事業に変更を生じる場合には、様式第3号の助成金交付変更申請書を知事に提出しなければならない。

- 2 前項の手続は、次に掲げる要件をすべて満たすときは省略することができる。
 - (1) 助成の対象となる経費の増減に伴う交付決定額の増減が20%以内であること。
 - (2) 事業内容の軽微な変更であること。
- 3 知事は、助成金の交付の決定を変更したときは、速やかにその変更の内容を申請した者に対し、様式第4号により通知するものとする。

(事業の廃止)

第9条 エコクラブの代表者は、助成の対象となる事業を廃止する場合は、様式第5号の助成金交付対象事業廃止申請書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、助成金の交付を廃止したときは、速やかに助成金交付対象事業廃止の申請をした者に対し、様式第6号により通知するものとする。

(実施状況の確認等)

第10条 エコクラブの代表者は、知事の要求があった場合には、事業の実施状況について書面により報告しなければならない。

2 知事は、必要に応じて、事業の実施状況及び経費の処理状況について実態調査を行う。

3 知事は、事業の実施が当該助成の趣旨に反すると認めるときは、必要な是正措置を講ずるよう求めるものとする。

(報告書の様式)

第11条 規則第13条の報告書の様式は、様式第7号のとおりとする。

2 エコクラブの代表者は、事業完了（事業の中止又は廃止の場合も含む）後15日以内又は3月15日のいずれか早い期日までに、前項の報告書を知事に提出しなければならない。

3 前2項に定める報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 活動内容がわかる資料、活動の様子を写した写真、その他参考となる資料
- (2) 領収書の写し等の支出証拠書類

(助成金の確定等)

第12条 知事は、提出された実績報告書等の内容を審査の上、実施計画に適合していると認めた場合に助成額を確定し、様式第8号によりエコクラブの代表者に通知する。

(助成金の請求)

第13条 前条の規定により助成金確定通知書を受けたエコクラブの代表者は、様式第9号により知事に助成金の請求をするものとする。

(概算払)

第14条 知事は、助成対象事業の円滑な実施を図るために必要があると認めたとときは、助成金の概算払をすることができる。

2 エコクラブの代表者は、助成金の概算払を請求しようとするときは、様式10号により知事に概算払の請求をするものとする。

3 知事は、第12条の規定により助成金の額を確定した場合において、助成事業に要した経費を超える助成金が交付されているときは、その超える部分の助成金の返還を命ずるものとする。

(書類の整備)

第15条 エコクラブの代表者は、助成事業に係る収入及び支出等を明らかにし

た帳簿を備え、証拠書類を整備・保管しておかなければならない。

- 2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該助成事業の完了した翌会計年度から5年間、保管するものとする。

(注意事項)

第16条 助成を受けて取得した財産については、助成事業の完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理し、その活用を図らなければならない。

- 2 エコクラブは、助成事業の成果を広く普及するとともに、事後の活動に継続・発展させるよう努めなければならない。

- 3 エコクラブは、県が行う環境学習その他環境の保全及び創造に関する事業において、必要な協力をしなければならない。

(補則)

第17条 この要綱で定めるもののほか、事業の実施に必要な事項については別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

(地球にいいことチャレンジ事業助成金交付要綱の廃止)

- 2 本要綱の成立により「地球にいいことチャレンジ事業助成金交付要綱（平成20年5月20日施行、平成23年4月1日最終改正）」は廃止する。

(適用関係)

- 3 地球にいいことチャレンジ事業の助成を受けて事業を実施した市町村立学校、国・私立学校及びこどもエコクラブについて、本要綱第13条及び第14条に定める各規定（学校については「こどもエコクラブ」を「市町村立学校又は国・私立学校」に読み替える。）を適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。